

法人が産業用太陽光設備を取得した場合の税務

税制の優遇措置の活用

株式会社KKRコンサルティング
代表取締役 税理士 山田純也

KKRconsulting

Ver7.00

法人が産業用太陽光設備を取得した場合の税務

基本的な税制優遇

次のいずれか1つを適用できます。(両者を適用することはできません。)

① 特別償却(生産性税制)

太陽光発電設備を取得した場合に、初年度に、発電設備の取得価額の50%相当額を限度とした減価償却を行うことができます。

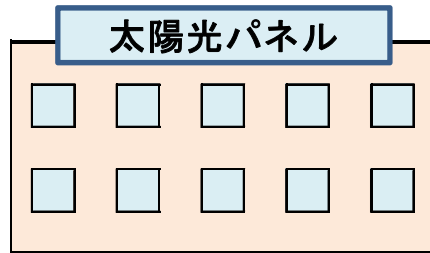
② 特別控除(生産性税制)

太陽光発電設備を取得した場合に、初年度に、発電設備の取得価額の4%相当額を、納付すべき法人税額から控除できます。

(注1)上記の適用を受けるためには、諸要件を満たす必要があります。

法人向けスキーム 1 即時償却（特別償却）の活用

・ 屋根、屋上の活用



・ 野立て、フィールド



・ 1,000万円の太陽光発電設備を取得し、事業供用した場合、供用した事業年度に、普通償却限度額に加えて取得価額 $1,000万円 \times 50\% = 500万円$ を限度とした減価償却を行うことができます。

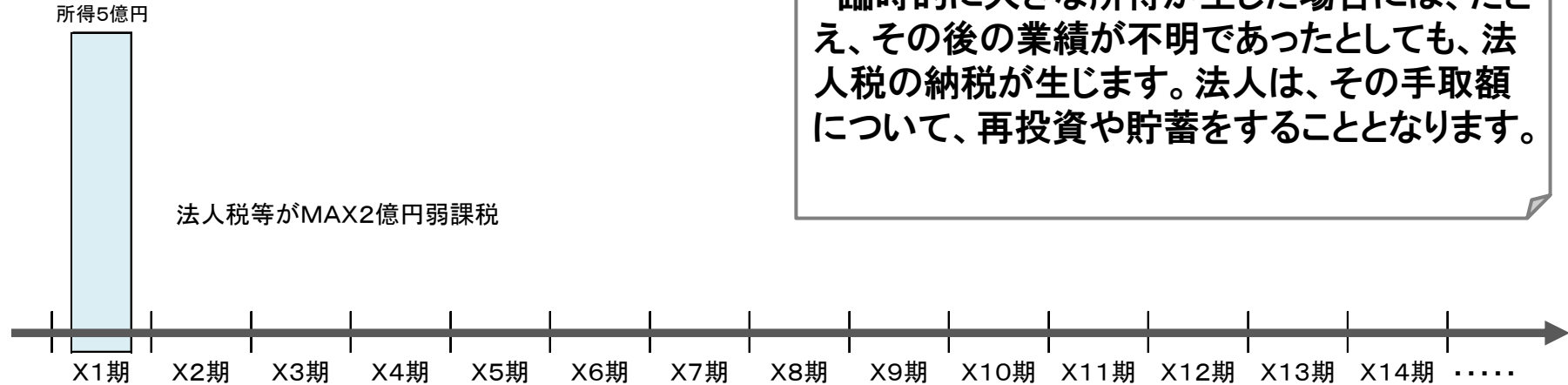
→ 例えば、300万円とか、200万円とか、500万円までの範囲内で任意に償却額を定めることができます。

・ 不動産や事業の譲渡益、保険金の満期、特別の販売益、その他の「臨時的な利益」が生じている場合には、非常に高い効果が生じます。もちろん、経常的に利益が生じている会社でも、効果が生じます。

・ また、「利益」が生じていない場合にも、青色繰越欠損金を生じさせることができます。数年間、法人税の納税が生じないようにすることも、設備投資の規模によっては可能です。

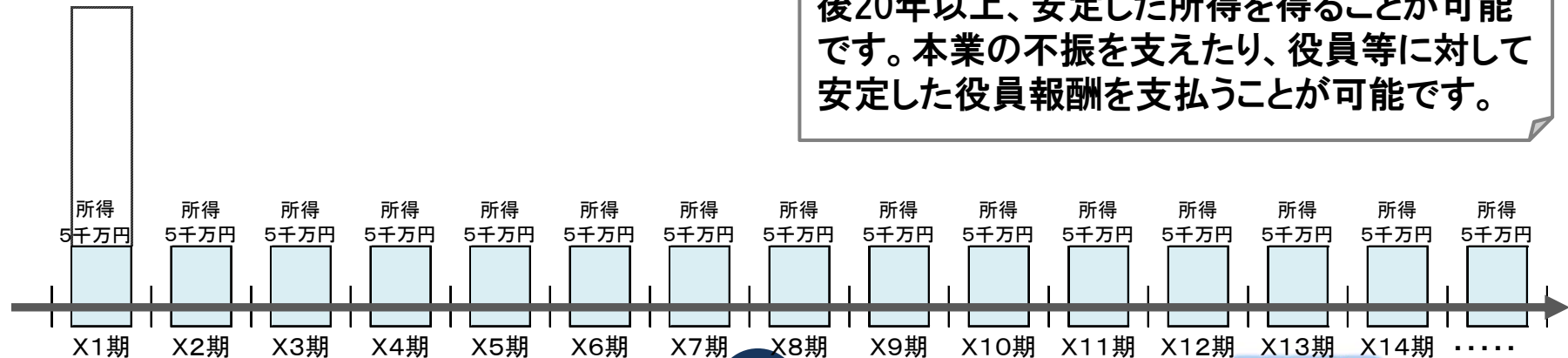
即時償却（特別償却）の活用（年金効果）

対策前タックスプラン



臨時的に大きな所得が生じた場合には、たとえば、その後の業績が不明であったとしても、法人税の納税が生じます。法人は、その手取額について、再投資や貯蓄をすることとなります。

対策後タックスプラン (X1期に太陽光事業開始、即時償却適用)

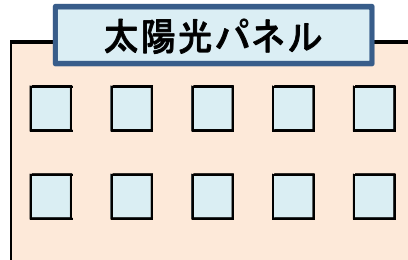


臨時的な所得が生ずる期に特別償却を行えば、課税を繰り延べることができ、かつ、その後20年以上、安定した所得を得ることが可能です。本業の不振を支えたり、役員等に対して安定した役員報酬を支払うことが可能です。

法人向けスキーム2 特別控除制度の活用

・ 屋根、屋上の活用

・ 野立て、フィールド



・ 太陽光設備の取得価額の4%相当額につき、法人税額から控除をしてもらう制度です。すなわち、その分、納付する法人税額が安くなります。

ただし、税額控除前の法人税額の20%が限度となります。

<事例>

所得1千万円の中小法人が、1千万円の太陽光発電設備を取得した場合(法人税額2,130千円)

① $10,000 \text{千円} \times 4\% = 400 \text{千円}$

② $2,130 \text{千円} \times 20\% = 426 \text{千円}$

なお、法人税額基準により控除しきれなかった部分は、翌年に繰り越せます。

その他の税務上の留意点

税務上の留意点

①法人税の課税関係のほか、②消費税、③法人事業税、④償却資産税の課税関係に留意する必要があり、タックスプランニングを踏まえた、事業計画の策定が必要と考えられます。

本パンフレットの作成は、以下で行っております。
株式会社KKRコンサルティング 代表取締役 税理士 山田純也
住所：東京都練馬区豊玉北4-5-16-1204
電話：03-5946-9224 FAX：03-3948-2213
メールアドレス：yamada@kkrc.com